

# スポーツのユニバーサル・アクセス権の行方

—放送・配信併存時代の新たな課題—

脇田 泰子

## 1. はじめに

プロボクシングWBC、WBO世界スーパーバンタム級王者の井上尚弥選手（30）が、東京・有明アリーナで2023年12月26日に開催されたWBAスーパー、IBF世界同級王者マーロン・タパレス（31＝フィリピン）との4団体王座統一戦を鮮やかな勝利で飾った。この試合を映像付きで伝えたのは、携帯電話事業者NTTドコモが同年4月から提供を始めた新しい動画配信サービスLemino（レミノ）である。それまでの定額制動画配信サービス「dTV」をリニューアルし、サービス内容や料金プラン、配信コンテンツなどを一新したもので<sup>1)</sup>、同年7月の井上のスーパーバンタム級2団体統一王座戦の配信もLeminoが手がけた。その後、4団体王座統一戦が発表された10月の記者会見の場には、同社から前田義晃代表取締役副社長（スマートライフ事業統括責任者<sup>2)</sup>）も同席した。数年前には想像もできなかった光景である。

そもそもお茶の間向けの映像メディアといえ、日本ではテレビが1953年の誕生以来70年以上、その中心を占め、中継もテレビ主流の時代が長く続いた。これがインターネット配信に取って代わられるようになってきた背景には、メディア環境における二つの大きな変化がある。第一の変化は、放送のデジタル化により放送と通信の融合が進んだ結果、「見逃し視聴」が常態化したことである。放送番組とは従来、放送日時に見なけれ

ば、自主的に録画しておかない限り、視聴の可能性がまったくないものだった。しかし、地上デジタル化の実現<sup>3)</sup>から10年も経たないうちに、バラエティやドラマはインターネット通信経由の動画配信サービス、たとえばTVer<sup>4)</sup>等で見逃し視聴することが当たり前になった。もちろん、それは海賊版や不正なコピー作品が市中に出回ることを防ぐため、民間放送事業者が中心となり、無料の配信「コンテンツ」として、放送済みの番組をスマートフォンで手軽に後からでも見ることができる環境を整えてきたからだ。

同時に第二の大きな変化が生じた。視聴者が放送日時のみならず、テレビの受像機自体からも解放され、見逃し視聴の番組に限らず、ネット上にあふれる映像コンテンツを自由に楽しめるようになったことで、「テレビが放送する番組」に対する関心が急速に薄れていったのである<sup>5)</sup>。また、インターネット通信機能を備えたコネクテッドテレビの普及が、テレビデバイスを用いたYouTubeなどのビデオオンデマンド（VOD）視聴をさらに後押しし、本家本元のテレビ番組離れが促される結果を引き起こした。

それでも、スポーツ、音楽、演劇などの娯楽中継（ライブ）については、高額な放送権料を支払う事業者だけが独占中継できる放送権ビジネスが存在することから、テレビ優位の状況が続いていた。しかし、視聴者のテレビ離れを機に、高騰する放送権料を放送事業者が賄い切れない状況が生じ始めた。そこへ、勢いを増す配信事業者が、巨額の放映権料を準備して中継市場に参入し、魅力

あるコンテンツの中継を実現するようになってきたのである。冒頭のプロボクシングの件も、従来の流れならば映像ビジネスを熟知する放送局が試合中継したであろうところ、本来関係なかったはずの携帯電話事業者が取って代わったことになる。記者会見へのNTTドコモ役員の同席も、携帯電話と映像コンテンツとの相性の良さに着目し、これを新たな事業の柱に据えたいとする同社の意気込みと期待の表れに他ならない。

このような状況が続く一方で、誰もが自由に情報にアクセスできる権利をユニバーサル・アクセス権（以下、UA権と記す）と言う<sup>6)</sup>。見たいものを無料で閲覧することができる環境は、大衆がこの権利を享受する点で、非常に望ましいものだと考えられる。スポーツの大会や試合は、直接見に行くのではなく、生中継で楽しむ場合でも、誰もが同じ時間を共有して使うことができる財、つまり「公共財」だと捉えることができ、これに関するUA権をすべての人に保障することは、スポーツ文化の豊かさを享受し、それを共通の財産として社会全体を発展させていくためにも、非常に重要な指標となる。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会全体のデジタルシフトが思わぬ形で促進され、家庭で楽しめる本格的な映像作品は、ますますテレビが提供するものだけではなくなくなった。ネット事業者がそこに新たなビジネスチャンスを見出し、映像配信サービスを強化したからだ。国内で通常、「テレビ」と言えば、受信料で経費が賄われる公共放送、広告収入で制作費を捻出する民間放送、いずれかの地上波放送を指し、その放送内容にいくら放送権料が発生しようとも、特定のスポーツ大会や劇場中継を見るために視聴者自身が料金を支払うことはあり得ない<sup>7)</sup>。ところが、情報がデジタル化し、放送と通信との融合が進んだことにより、インターネット事業者が人気のスポーツ中継を有料配信するケースが増えてきた。果たしてこの場合、市民のUA権はどのように保

障されるものなのだろうか。この素朴な疑問は、何も日本に限らず、デジタル社会に移行したすべての国に共通する新たな課題として浮上ってきている。

---

## 2. スポーツ中継におけるインターネット配信サービスの躍進

---

冒頭の例に引いたプロボクシングは、力道山時代のプロレス<sup>8)</sup>とともに70年前の草創期のテレビをたくましく支え、その普及率上昇に大きな力となったスポーツである。1955年5月30日、街頭テレビが映し出した日本テレビのボクシング中継、パスカル・ペレス対白井義男<sup>9)</sup>戦は、日本のテレビ番組で今なお驚異的な最高視聴率96.1%を記録した<sup>10)</sup>。撮影カメラが2台あれば、長時間、選手2人を映すだけで試合展開が十分に分かりやすいボクシングという競技は、黎明期のテレビ自身にとっても希望の星で、1960年代に空前のブームを巻き起こした。日本人初の世界フライ級・バンタム級の2階級を制したファイティング原田の世界戦は視聴率が軒並み60%を超え、ボクシングは押しも押されもせぬテレビのキラコンテンツになった。

メディアが隆盛へと向かうには、このようにスターの存在が欠かせない。21世紀のインターネット配信の流れを牽引するスターは、冒頭の世界4階級制覇を成し遂げた井上尚弥と、22年春の世界ミドル級2団体王座統一戦で敗れ、翌23年3月に引退した村田諒太の二人だ。いずれの試合も動画配信サービスで中継され、特に井上が世界バンタム級2団体統一王者として21年末に行った防衛戦は日本初のペイパービュー（以下、PPVと記す）で配信された。

PPVはケーブルテレビ全盛期の米国で生まれ、見たい番組にだけ料金を支払う視聴方式である。1975年10月、ボクシング世界ヘビー級のモハメド・アリ対ジョー・フレージャー戦で初めて本格

的に導入、放送された。PPVは、スポーツの視聴方法を多様化するとともに、プロボクシングの世界では不可欠のファイトマネーを集める強力な手段として定着した。日本でも、ファイトマネーが巨額となるビッグマッチが、地上波（の放送権料だけ）では見られなくなってきた。そこで、PPVを実現させたのがLeminoの前身である「ひかりTV」だ。大橋ジム所属の井上はもともと2018年、当時の「NTTぷらら（その後、NTTドコモに吸収合併）」と契約を結び、そこからその後身のひかりTVによるPPV実現につながった。日本のプロボクシング中継にとって、これは非常に画期的な出来事だった。それまでの動画配信サービスは入会すると、決められたプランや番組群に対して月額制で支払いが生じるものが主だったが、PPVならばコンテンツごとに決められた金額を支払うだけでよい。

お金を出してでも見たい人が多い内容かどうかは、配信ビジネスを成立させるための決定打となるが、それは放送の場合も変わらない。にもかかわらず、人気のあるスポーツが昨今、テレビではさほど中継されなくなった。国際サッカー連盟（以下、FIFAと記す）が主催する「FIFAワールドカップサッカーカタール2022」を前に開催されたワールドカップ（以下W杯と記す）アジア最終予選で地上波放送がホーム戦に限られた<sup>11)</sup>のも、カタールでの本大会で日本代表戦を含む主要試合以外をネット配信に頼るしかなかった<sup>12)</sup>のも、理由は同じだ。この本大会では、NHKが21試合、テレビ朝日系列とフジテレビ系列が各10試合を放送したが、それ以外に動画配信事業者「ABEMA（アベマ）」が放映権を獲得し、全64試合を有料ではなく、無料で生中継したことは記憶に新しい<sup>13)</sup>。

無料化により媒体としての認知度を高めていくアベマのマーケティング手法は、最初に手掛けるW杯としては十分に考えられるものだが、いつまでも採算を度外視するわけにはいかない。地上波、衛星放送のテレビ中継が基本だったサッカーW杯

においても、このようにもはやインターネット配信事業者が中心となる時代が到来しつつある。この状況が続くと、見る側としては有料であっても見るのか、見ることを諦めるのか、いずれかとなる。試合は課金される配信コンテンツとしてしか提供されなくなり、すべての人に無料でアクセスが保障されるUA権などとても望めないことになってしまう。

### 3. 女子W杯サッカーで生じた本格的な懸念

ここまで国内の事例で考察してきたが、海外においても同様の課題が存在する。オーストラリアとニュージーランドが共催した2023年7-8月のFIFA女子W杯では、欧州でも中継局がなかなか決まらなかった。しびれを切らしたFIFAは、男女のサッカー間にあるメディアの関心の落差を批判して見せた<sup>14)</sup>。しかし、中継局が決まらない責任の一端以上は、そのFIFAにもある。大会の賞金総額を大幅に引き上げた分、その収支均衡を図るべく、放送権料を大幅に増収させる荒業を仕込んだからだ。このことが、放送局に二の足を踏ませる結果を招いたことは疑う余地がない<sup>15)</sup>。

FIFAが女子W杯の放送権料を、元々セットで存在していた男子大会の部分から切り離し、さらに単体で価格をつり上げる強気に出た背景には、放送権を巡る情勢の大きな変化がある。それは、英国が2022年、スポーツにおけるジェンダー平等を背景に、女子サッカーのW杯全試合を欧州選手権ともども、国民の関心が高くテレビで無料放送すべき大会リストに加える決定を下したからだ<sup>16)</sup>。英国は主要人気スポーツを公共財と見なし、誰もがアクセスできるUA権を1996年から放送法で認めてきた歴史がある。政府が完全生中継の無料放送を義務付けるグループAの指定行事リストに女子W杯が入ったことは、どれだけ放送権料がかかろうが、国内の無料視聴＝UA権を国自体

が保証したことを意味する。これにより、ビジネスとして大きな価値が生じたことを素早く察知して先手を取ったのが、主催者のFIFAである。

つまり、FIFAは女子W杯の指定行事入りを盾に、イギリスを含む欧州主要5か国（イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン）の放送局に対して、自分たちが提示する放送権料で契約するように揺さぶりをかけ始めたのである。しかし、大会の開催が夏休み真っただ中であったことや、欧州との時差が大きいことなど、不利な条件が重なっていたため、交渉は暗礁に乗り上げた。そして、開催まで2か月を切った5月末を迎え、5か国のスポーツ相がFIFAと放送事業者に向けて、「本大会の価値に見合う道筋と手段を見出す」ように求める異例の共同声明を出すに至った<sup>17)</sup>。欧州の公共放送の集合体であるEBU（欧州放送連合）とFIFAとの交渉が漸く決着を見たのは、それからさらに2週間後の2023年6月半ばのことだ。欧州の状況を模様眺めする状態であった日本では、この流れに押されて開幕1週間前になって漸く公共放送NHKが「なでしこジャパン」の全試合の中継放送を決めた。

英国の女子W杯完全生中継無料放送の決定や5大臣の公式声明は、ジェンダー平等を尊重し、これを目指す国や地域としての意思の表れである。しかし、それと経済的な価値を伴う放送権料交渉とを早い時期から手前勝手に混同させようとしたFIFAは、権料の高騰に対応し切れない放送局を相手に、価格を巡る駆け引きに持ち込むことに失敗し、歩み寄りのない混乱だけを長引かせることになってしまったのである。FIFAが初めから大会を公共財として良心的に理解し、それに見合った交渉を公共放送と行っていたならば、もっと早い時期に放送が決まったはずである。この一件から、女子サッカーの商業的価値とは、男子との平等だけを理由に、いきなり男子と同等の数字を示せるほど単純なものではないことがわかる。ファンの関心という観点からも、普及と環境整備にさ

らに取り組んでいくという課題の面からも、女子サッカーとは今後さらに前向きに育て、水準を高めていくべきものであることが、より明らかになった<sup>18)</sup>。その点も考慮せず、UA権を根拠にいきなり巨額の放送権料で応じるように無理強いしたところで、それは時期尚早であり、その成長に見合った適切な形で今後も放送枠を決めていく必要がある。

---

## 4. スポーツにおけるUA権と公共財という認識

---

スポーツにおけるUA権を国内法で認めた英国の姿勢は、EU（欧州連合）を通じて他の欧州主要国にも波及した。EUの放送法というべき「視聴覚メディアサービス指令（AVMSD・旧国境なきテレビジョン指令）」にも、英国と同じような有料放送事業者規制の枠組みが設けられ、域内では公共放送を中心に視聴者のUA権が保護されている。さらに2018年、EUの政策執行機関であるEC（欧州委員会）はこの指令を改正し、適用対象を従来のテレビ放送とVOD（オンデマンドサービス）から、動画共有プラットフォームにまで拡大した。

EUの動きに呼応する形で、フランスでは2022年1月、それまでの放送規制監督機関CSA（視聴覚高等評議会）と、ネット上の違法行為取締機関HADOPI（インターネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関）が統合され、新しい独立規制機関ARCOM（視聴覚とデジタル通信規制機関）が誕生した。フランスでは近年、スポーツ配信の不正サイトとその利用者が急増し、問題化している。HADOPIが2020年12月に発表した、スポーツ中継および動画の不正配信サイトとその利用者に関する実態調査<sup>19)</sup>によると、2019年の違法ストリーミングサイト利用者が年間1億1800万人に達し、経済的な損失も年間3億3200万ユーロ（約400億円相当）に上ったとされ

る。新たなARCOMの立ち上げは、こうした海賊行為の取り締まりと規制のさらなる強化を狙いとしている。

このように、フランスでは市場原理任せにしておく、スポーツ中継がますます有料ネット配信に偏るか、有料でないものを何とか見ようとする人々が違法サイトに走る傾向が強くなるものと受け止められ、国民的関心の高いスポーツを人々が無料視聴できるUA権が保障されなくなっていくことに対する危機感が強い。国がネットの違法サイトも含めて監視・規制する、この新たな公的第三者機関ARCOMの理事会メンバーは計9人で、理事は国の行政、立法、司法に関わる5当局から任命されることで機関全体が国から独立していることを示す。理事長は大統領が指名し、初代理事は旧CSA委員長が就任した。それ以外にもCSAの委員6人が理事に再任され、HADOPIの理事経験者も選出された。任期は6年で、延長や再任命はない。

1990年代の有料衛星放送登場により、スポーツにおけるUA権が保障されなくなる事態を回避すべく、いち早く法制化と規制に成功した本家イギリスでも状況は類似していて、この問題に再び悩まされている。なぜなら現行制度はテレビ放送に主眼を置くもので、動画配信サービスは想定もされていなかったからである。英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省は2022年4月28日、「放送政策に関するホワイトペーパー（白書）」<sup>20</sup>を発表した。デジタル化によりメディア環境がどれだけ変わろうとも、公共放送が指定行事の無料中継放送を続けていくために、動画配信サービスに対する規制も辞さない考えであることを明確にし、同年11月に見直しを開始した<sup>21</sup>。同様の動画配信サービスとUA権を巡る議論は、欧州の他の国でも同じ2022年後半から始まっている。

このように、動画配信時代におけるUA権の確立は、公共放送を中心に発展を遂げてきた欧州全体で喫緊の課題となっている。デジタル時代のメ

ディア環境が大きく変わる中でも、見て楽しむ人の多いスポーツが公共財であることには変わりがないからだ。それならば、視聴者の利益の保護も重視したスポーツ放送・配信の新しいルールを作るしかない。ただし、このようにUA権の保護とは、スポーツコンテンツが公共財だとする共通認識が社会全体に根付いているからこそ、初めて意味と現実味を持ち得るものだとすることを忘れてはならない。今まで無料で見られたものが有料化したことを理由に、いきなりUA権の導入を目的化することがあるとすれば、それは拙速で、議論の前提が抜けているに等しい。

確かに世の趨勢から見ても、生中継スポーツの無料放送は今後減りこそすれ、増えることはなかろう。そのような中で、コロナ禍を押してなお東京オリンピック・パラリンピックを開催した後に残ったものが汚職と談合事件になってしまっている日本では、スポーツが集金マシンではなく、社会にとってどこまで必要なものだと言えるのだろうか。公共財と言えるものにはどのような条件が必須なのか。このような根本的な議論を社会全体で多角的にじっくり深めながら、放送・配信併存時代にふさわしい日本のスポーツ視聴のあり方を模索していくことが不可欠だ<sup>22</sup>。イギリスでは無料の完全生中継が義務付けられるグループAの指定行事リストを「王冠の宝石（Crown Jewels）」と呼ぶ。つまり、イギリス国民の財産だと社会全体が誇らしく認識しているのである。それでは、日本人にとって地上波で放送するにふさわしい大会や試合とは、いったいどのようなものなのだろうか。同じスポーツであっても、子どもたちにも魅力を伝えたい野球やサッカーは無料放送への期待が高い一方で、ファイトマネーを積み上げるボクシングは商業主義的な側面が強いなど、公共性と資金力のバランスは競技によってもそれぞれに異なる。日本にスポーツの価値を浸透させ、根付かせていくためには、社会全体として公共性の高いスポーツとはどのようなものなの

か、一人一人がまずそのことから地道に考え始めていかなければならない。

## 注

- 1) <https://teaser.lemino.docomo.ne.jp/> (最終閲覧日2023年10月10日)
- 2) 業務分担は、スマートライフカンパニー長、データ活用戦略、スマートライフカンパニー担当。(NTTドコモ役員の人事について・2023年6月19日付報道発表資料より)  
[https://www.docomo.ne.jp/info/news\\_release/2023/06/19\\_00.html](https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2023/06/19_00.html) (最終閲覧日2023年8月25日)
- 3) 2011年7月24日、東日本大震災被災3県(岩手・宮城・福島)を除く44都道府県で地上デジタル放送への移行が完了し、残る3県でも翌2012年3月末にこれが行われた。
- 4) 国内の民間放送局・広告会社が協力して運営する、広告無料型の動画配信プラットフォームで、レギュラー番組約650番組のほか、地上波放送のリアルタイム配信やライブ配信にもコンテンツを拡充中。
- 5) 「テレビの視聴時間、初めて短くなる傾向に」NHK放送文化研究所調査2015.7.7 昭和60年から5年に一度行う視聴者への意識調査「日本人とテレビ」より。15年2月下旬～2週間、無作為抽出全国16歳以上男女3600人中2442人から有効回答を得た。1日のテレビ視聴時間(ビデオやDVD再生なし)前回比、「長時間視聴」(4時間以上)40%→37%、「短時間視聴」(約30分～2時間)35%→38%。20～50代の幅広い層で「殆どもしくはまったく見ない」人が増加した。その理由について同研究所では、メディア環境の急激な変化(デジタル録画再生機、スマホ)によると分析している。  
[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20150801\\_7.pdf](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20150801_7.pdf) (最終閲覧日2023年12月18日)  
2020年版でも平日の1日のうち、いずれかの時間帯にテレビを見る国民の割合「79%」で、5年前の「85%」から6ポイント減少した。[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20210521\\_1.pdf#page=17](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20210521_1.pdf#page=17) (最終閲覧日2023年12月18日)
- 6) 脇田泰子「スポーツ放送の発展とユニバーサル・アクセス権」、『メディアと社会』第4巻、p.15-44、(2012)名古屋大学大学院国際言語文化研究科
- 7) 受信料は、放送法第64条により、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が協会と受信契約を締結しなければならないと定められ、個別の番組に対して支払われてはいない。
- 8) 1954年2月19日、蔵前国技館で行われた力道山&木村政彦VSシャープ兄弟の一戦は日本のプロレス史上初の国際試合で、NHKと日本テレビが2局同時に中継し、街頭テレビには人が群がった。
- 9) 白井は日本人初の世界王者(フライ級)。敗戦に打ちひしがれた日本人にとり、白井の王者獲得とその後の防衛戦での活躍は「希望の光」となった。
- 10) 日本放送協会 編『放送五十年史 資料編』日本放送出版協会、1977年p.590-591
- 11) 脇田泰子解説・W杯予選 ヤマ場のアウェーだけど自宅観戦 有料の時代 テレビ地上波なし 放映権料が壁。中日新聞。2021年11月8日、朝刊、第27面  
脇田泰子解説。【焦点】サッカーきょう豪州戦 W杯への大一番。毎日新聞。2022年3月24日、朝刊、第6面
- 12) 脇田泰子解説・ナビゲーション 記者の深掘り ABEMA サッカーカタル大会 全試合無料配信、東京新聞、2022年11月3日、朝刊、第18面
- 13) アベマTVの運営会社アベマにテレビ朝日と共同出資するIT大手のサイバーエージェント執行役員で、カタルW杯統括責任者を務める野村智寿氏談「無料という決断に迷いはなかった。W杯単体で採算を合わせるより、中期的な目線で捉えている。こういう取り組みを続けることで、アベマというメディアを理解してもらい、長く愛して下さる方々を増やしていけたら」(2023年11月16日付毎日新聞「なぜ全試合無料? 「赤字覚悟」でアベマが挑むサッカー W杯配信」より) <https://mainichi.jp/articles/20221115/k00/00m/050/271000c> (最終閲覧日2023年12月18日)
- 14) He said then that offers as low as 1% of the equivalent TV rights price paid for the men's World Cup were "not acceptable." (女子サッカー W杯の放送権料が男子の1%にも満たないのはおかしいとFIFAインファンティーノ会長は述べた。) 2023年5月2日付英・インディペンデントFIFA warns Europe of Women's World Cup broadcast blackout  
<https://www.independent.co.uk/news/gianni-infantino-afifa-australia-geneva-b2330939.html> (最終閲覧日2023年8月25日)
- 15) 脇田泰子解説。【焦点】サッカー男女平等遠く 女子W杯きょう開幕。毎日新聞。2023年7月20日、朝刊、第2面
- 16) 2022年5月3日付英下院図書館「放送:スポーツの指定行事 (Broadcasting: listed sporting event)」概要P6グループA (無料かつ完全生中継行事) リスト  
<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn0080/> (最終閲覧日2023年9月5日)
- 17) イギリスBBC2023年5月31日付 <https://www.bbc.com/sport/football/65764408>  
女子W杯:欧州5ヶ国政府、早急な放送権合意を(最終閲覧日2023年9月18日)  
仏パリジャン紙2023年5月31日付 女子W杯放送権:キャステラ・スポーツ相、FIFAと放送局に解決策を求める  
<https://www.leparisien.fr/sports/football/droits-tv-du-mondial-feminin-la-ministres-des-sports-demande-que-les-diffuseurs-et-la-fifa-trouvent-une-solution-31-05-2023-KHWVT7SKZBALBCPJ22I04XKSU.php> (最終閲覧日2023年9月18日)
- 18) 欧州サッカー連盟(UEFA)が2022年8月に発表した女子サッカーの成長と投資の可能性に関する報告書「女子サッカーの投資対効果検討書 (The Business Case for Women's Football)」によると、欧州の女子サッカークラブとリーグの商業的価値は2033年までに現在の6倍に当たる年間6億8600万ユーロに達すると予測されている。

- <https://www.uefa.com/insideuefa/news/0278-15e1359d73bf-0abdd5cc60ba-1000--the-business-case-for-women-s-football/> (最終閲覧日2023年9月10日)
- 19) HADOPI, 「スポーツ中継および動画の不正配信サイトとその利用がもたらす経済的影響に関する研究 (Etude de l'impact économique de la consommation illicite en ligne de contenus audiovisuels et de retransmissions d'événements sportifs)」(2020年12月)  
[https://www.hadopi.fr/sites/default/files/sites/default/files/ckeditor\\_files/2020\\_12\\_02\\_Etude\\_impact\\_economique\\_consommation\\_illicite\\_contenus\\_audiovisuels\\_retransmissions\\_sportives\\_Hadopi.pdf](https://www.hadopi.fr/sites/default/files/sites/default/files/ckeditor_files/2020_12_02_Etude_impact_economique_consommation_illicite_contenus_audiovisuels_retransmissions_sportives_Hadopi.pdf) (最終閲覧日2023年8月30日)
- 20) Up next - the government's vision for the broadcasting sector <https://www.gov.uk/government/publications/up-next-the-governments-vision-for-the-broadcasting-sector/up-next-the-governments-vision-for-the-broadcasting-sector#chapter-3-a-new-system-of-public-service-broadcasting-for-a-new-era>(最終閲覧日2023年7月10日)  
第3章：新時代の公共放送のあり方3-3国民的関心の高い行事  
・現在の法的枠組みは1996年に制定されたが、当時は英国の家庭の僅か4%がインターネットにアクセスできたに過ぎなかった。そのため、オンデマンドを含むデジタル著作権は、現在ではスポーツ著作権の販売において重要な要素となっているが、指定行事制度の対象とはなっていない。これは、現行制度の目的が今も達成されているのか、そして今後も達成され続けるのかという問題を提起している。例えば、五輪の100メートル決勝が深夜にBBCで生中継されたが、全てのストーリーミングと見逃し視聴の権利が別の放送局に売却され、課金制度に置かれたとしたら、文化的に重要な行事が無料放送ベースでは多くの視聴者に提供されないかもしれない。我々は、視聴習慣が変化し、技術が進化しても、規制の枠組みが目的に合ったものであり続けることを保証したいと思う。そのため、我々は、指定行事制度の範囲を拡大して、デジタル著作権を含めるべきかどうか、検討するための見直しを行う予定である。
- 21) 2022年11月15日付英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省プレスリリース Department for Digital, Culture, Media & Sport. Review of broadcast rules around major sporting events <https://www.gov.uk/government/news/review-of-broadcast-rules-around-major-sporting-events> (最終閲覧日2023年7月10日)
- 22) 脇田泰子インタビュー. 【論点】変わるスポーツ中継. 毎日新聞. 2023年4月28日、朝刊、第9面

わきた・やすこ/文化情報学部教授  
E-mail : wakita@sugiyama-u.ac.jp